

## ● 認可と確認について

■ 新制度の「施設型給付」又は「地域型保育給付」を受けるためには、施設は「認可」と併せて「確認」を受ける必要がある。

### ■ 「認可」と「確認」の違いについて

- ・「認可」について …………… 施設が目的にあった基準を満たしていること。
- ・「確認」について …………… 施設が公費の支給対象施設・事業であること。

### ■ 確認を受けることができる主体(事業を行う者)

- ・「確認」を受けることができる教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の設置者は、「法人に限る」とされています。(支援法第31条第1項)
- なお、地域型保育事業は「法人」以外でも実施できます。(NPOや個人など)

	施設・事業		認可		確認	
			根拠法	行うところ	根拠法	行うところ
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	県 ----- (指定都市・中核市)	子ども・子育て 支援法	市
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	幼稚園部分	県		
			学校教育法			
			保育所部分			
	児童福祉法					
	幼稚園	学校教育法	県 ----- (指定都市・中核市)			
保育所	児童福祉法					
地域型保育事業	小規模保育	児童福祉法	市			
	家庭的保育	児童福祉法				
	居宅訪問型保育	児童福祉法				
	事業所内保育	児童福祉法				